

令和6年4月

お客様各位

しずおか焼津信用金庫

定期預金口座開設時に個人番号（マイナンバー）の届出（付番）をご希望のお客様へ

平素は、しずおか焼津信用金庫のインターネットバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。
います。

令和6年4月1日より、口座管理法施行にともない預金口座開設およびその他のお取引に際して、預金口座への個人番号（マイナンバー）の届出（付番）についてご希望の有無をお伺いしております。ご希望のお客様は下記のとおりお手続きをお願いいたします。

記

1.個人番号（マイナンバー）の届出をご希望のお客様

法令により、預金者は金融機関に個人番号（マイナンバー）を届出（付番）いただき、口座と結びつける（ひも付けする）ことで届出した金融機関の口座を把握（管理）することができます。個人番号（マイナンバー）の届出（付番）を希望される場合は、お手数ですが、お取引店舗（しずしんインターネット支店のお客様はしずしんインターネット支店）へご連絡いただき、お手続きをお願いいたします。

なお、届出いただいたマイナンバーは、「所得税法第225条第1項の規定による支払に関する調書の提出」、「生活保護法第29条第1項の規定による報告」、「預金保険法第55条の2第2項の規定による資料の提出」、その他の法令の規定に基づく手続において当該預金者の預金口座を特定するために利用され得ることがございます。

※マイナンバーの届出は任意のため、届出いただけない場合でもお取引に影響はございません。

※既にマイナンバーをお届けいただいているお客様にもご案内しておりますので、ご容赦ください。

※口座登録法の制度（説明）はデジタル庁のサイト（<https://www.digital.go.jp>）をご覧ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

しずおか焼津信用金庫 事務部

有料 054-629-1113

受付時間 平日 9:00～17:00

（土・日・祝日及び12月31日～1月3日は除く）